

議案第 8 号

杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例

杉並区建築審査会条例（昭和 58 年杉並区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで、その職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築審査会の委員の任期を定める必要がある。

杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(組織)	(組織)
第2条 略	第2条 略
<u>2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	
<u>3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで、その職務を行うものとする。</u>	